

北広島町事業承継支援補助金

北広島町では、町内事業所の減少により、地域産業はもとより、地域の雇用や地域活動の取組みが失われることを防ぐため、円滑な事業承継を行う中小企業・小規模事業者を支援します。

■補助対象者（全てに該当することが条件）

- ①中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（大企業者の出資率が2分の1未満）で、法人の代表者又は個人
- ②現に町内で事業を営んでいる事業の承継を行う先代経営者又は後継者（認定申請時満60歳以下）
- ③個人にあっては、町内に住所を有する者。個人後継者は、予定者を含む。
- ④あらかじめ事業承継事業者の認定を受けている者
- ⑤北広島町商工会で事業承継のための経営指導を受けている者

■補助対象事業の内容と補助基準

（1）事業承継を目的とする次に掲げる事業を対象

- ①事業承継に関する外部専門家等への相談、事務手続き、広報等（ソフト事業）
- ②事業承継後も円滑に事業継続するために必要な整備等（ハード事業）

（2）補助対象経費及び補助率等

対象経費	補助率	補助上限額
事務費（調査等の外部専門家へ報酬、登記手数料等）	対象経費合計 の3分の2	20万円
広報費（ホームページ等）		
事業所の購入・賃借料 ※町内物件に限る		
事業所の改装・改修工事 ※施工業者は町内業者に限る		
設備の購入・修繕		

■事業承継事業者の認定

- ①認定申請者は、先代経営者（補助金申請は、原則後継者）
- ②認定期間は、認定した日から事業承継予定日の30日後まで。
ただし、3年を限度とする。

※手続きの流れや要綱については北広島町ホームページをご覧ください。

北広島町事業承継支援補助金

検索

北広島町 商工観光課 商工振興係

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田 1122（道の駅舞口ロード IC 千代田管理棟内）

TEL：0826-72-7368

FAX：0826-72-5242

E-mail：syoukou@town.kitahiroshima.lg.jp